

一般社団法人 茨城県建築士会定款

昭和35年	1月22日	認可	平成21年	5月28日	一部改正
平成5年	5月20日	一部改正	平成22年	5月28日	一部改正
平成10年	5月26日	一部改正	平成25年	4月1日	一般社団法人 に移行認可
平成16年	5月25日	一部改正			
平成17年	5月20日	一部改正			

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県建築士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建築士の品位の保持、建築技術に関する研修等により技術の進歩向上を図るとともに、災害等に対する県民の生命及び財産の保護、地域のまちづくりの推進並びに建築文化の保全及び振興に関する事業を行い、以て公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建築士制度の普及啓発に関する事業
 - (2) 建築士の育成並びに業務の進歩改善に関する調査研究
 - (3) 建築士試験の運営及び建築士登録等の業務
 - (4) 建築士法定講習の運営及び実務講習の業務
 - (5) 官公庁等からの業務受託に関する事業
 - (6) 建築行政、まちづくり活動等の協力及び関係諸団体との交流活動
 - (7) 会報及び前各号に関する印刷物の刊行頒布
 - (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項
- 2 前項の事業については、茨城県内において行う。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の3種をもって構成する。

- (1) 正会員 茨城県内に住所又は勤務地を有し、本会の目的に賛同した建築士
 - (2) 準会員 茨城県内に住所又は勤務地を有し、本会の目的に賛同した者及び将来建築士になろうとする者
 - (3) 賛助会員 個人又は法人で本会の業務を賛助する者
- 2 正会員のうち会員資格を継続して20年以上、かつ年齢満70歳以上の者は、終身会員となることができる。
- 3 第1項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は、総会において別に定める。

(納入金の返戻)

第8条 会員は、本会に納入した入会金及び会費の返戻を求めるとはできない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当した場合は、総会の決議を経て、会長はこれを除名することができる。ただし、当該会員が異

議を申し立てた場合には、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反した行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名したときは、本人に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 入会金及び会費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 正会員が建築士の資格を失ったとき
- (3) 会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 総会員が同意したとき

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他、本会の総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令で別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会の議決権10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の5分の1を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補

者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(表決委任又は書面決議)

第19条 正会員は、他の正会員の代理として表決を委任することができる。ただし、理事会において定めた場合、あらかじめ通知された事項について、書面により表決することができる。この場合において、表決委任者又は書面表決者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上40名以内
- (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうちから会長1名、副会長5名以内、専務理事1名、常務理事6名以内を置く。
- 3 会長をもって法人法で定める代表理事とする。
- 4 副会長、専務理事、常務理事をもって法人法の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事を相互に兼ねることができない。
- 4 監事には、本会の職員が含まれてはならない。

(役員候補)

第23条 理事及び監事が欠けたときは、前条第1項に準じて選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事に欠員が生じたときは、前条第2項に準じて選任する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、各年度に3ヶ月を超える間隔で3回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告をしなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 その他、監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨

げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員には、費用を支弁することができる。

3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問、相談役、名誉会長)

第29条 本会に任意の機関として顧問、相談役、名誉会長を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、本会の運営その他必要な事項について、会長の相談に応じる。
- 3 名誉会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問、相談役、名誉会長は、理事会に諮り会長が推薦する。
- 5 顧問、相談役、名誉会長の任期は、これを推薦した会長の任期とする。
- 6 顧問、相談役、名誉会長は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職
- (4) その他、会務運営上の必要事項の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(開催)

第33条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に3ヶ月を超える間隔で3回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的を示した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 法人法第101条第2項の規定に基づいて監事が理事会の招集を請求したとき又は同条第3項の規定に基づいて監事が招集したとき

(定足数)

第34条 理事会は、理事現在数の過半数の者が出席しなければ開催できない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に係わらず、法人法第96条の要件を満たすときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 常任理事会等

(構成)

第38条 本会に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事をもって構成する。

(職務)

第39条 常任理事会は、次の業務を行う。

- (1) 本会の運営及び事業執行に関すること
- (2) 会員の賞罰及び慶弔に関すること
- (3) 細則及び諸規程の制定及び変更に関すること
- (4) その他常任理事会が必要と認めたもの

(招集)

第40条 常任理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が常任理事会を招集する。

(委員会)

第41条 本会の事業推進を図るため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する事項は、理事会の決議により、別に委員会規程で定める。

第8章 会計

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入で支弁する。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。(解散)

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第48条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配をすることができない。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第49条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。

4 事務局長は、理事をもって充てることができる。

5 事務局長及び職員は有給とする。

6 前5項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすいところに掲示する方法により行う。

第12章 補足

(補足)

第51条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は、柴 恭とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日を開始日とする。

一般社団法人茨城県建築士会委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会の目的達成と事業活動の効率増進及び円滑な会務運営のために定める。

(委員会の設置)

第2条 会長は理事会の議を得て、次の委員会を設置し、各委員会は担当事項の調査企画、実行等にあたる。

- (1) 総務・企画委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 会員委員会
- (4) 情報・広報委員会
- (5) まちづくり委員会
- (6) CPD委員会
- (7) 青年委員会
- (8) 女性委員会

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長が指名する。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員会の議を得て、当該委員会に小委員会を設けることができる。
- 4 委員長は、前項により小委員会を設けたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(委員の委嘱)

第4条 委員長、副委員長及び委員は、会員の中から会長が委嘱する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、会長が求めた場合、又は必要あるときは随時開催する。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、それぞれ所管事項について、会長の諮問に応じ、又は事業の推進に当たる。

- 2 小委員会は、該当委員長の指示を受けて、専門的事項について調査、研究を行う。

(所管事項)

第7条 委員会の所管事項は次のとおりとし、所管事項が複数の委員会にわたるときは、関係委員会で協議する。

- (1) 総務・企画委員会
 - ア 本会の運営に関する事。
 - イ 本会の財政に関する事。
 - ウ 総会・理事会等会議に関する事。
 - エ 定款・諸規程の改廃及び見直しに関する事。
 - オ 事務局の運営に関する事。
 - カ 建築士会全国大会への参加促進に関する事。
 - キ エコプロジェクトの企画・運営に関する事。
 - ク 国家褒章等の上申(連合会長を含む)に関する事。
 - ケ 行政・建築関連諸団体に関する事。
 - コ 建築士会の組織の見直しに関する事。
 - サ 建築士業務の適正運営の推進に関する事。
 - シ 新規事業の企画・立案に関する事。
- (2) 研修委員会
 - ア 建築士試験の実施受託に関する事。

- イ 建築士法第22条第2項の指定講習会の開催に関する事。
- ウ 建築基準法改正に伴う講習会・研修会の開催に関する事。
- エ 研修会、勉強会の実施に関する事。
- オ 建築関連図書販売に関する事。
- カ 住宅相談・建築パトロールに関する事。

(3) 会員委員会

- ア 会員増強運動に関する事。
- イ 建築士の日の事業の推進に関する事。
- ウ 会員名簿の企画・編集・発行に関する事。
- エ 会員証の作成に関する事。
- オ 会員の福利厚生事業に関する事。
- カ 見学会の実施に関する事。

(4) 情報・広報委員会

- ア 会報の企画・編集・発行に関する事。
- イ 情報の収集・支部との情報交換及び広報に関する事。
- ウ パソコン通信ネットワーク及びホームページに関する事。
- エ 災害発生時支援活動の検討及び準備に関する事。
- オ 応急危険度判定士の講習会・登録・認定に関する事。

(5) まちづくり委員会

- ア まちづくり事業の推進に関する事。
- イ 地域貢献活動の推進に関する事。

(6) CPD委員会

- ア 建築士の継続能力開発の推進に関する事。
- イ CPD認定プログラム等の広報・情報提供に関する事。
- ウ CPD単位のカリキュラム等の認定に関する事。
- エ バーコードシールの発行・管理に関する事。
- オ その他、関係団体との情報交換に関する事。

(7) 青年委員会

- ア 若い建築士の会員拡大に関する事。
- イ 他団体の青年部との交流に関する事。
- ウ その他この委員会の目的達成のために必要な事業に関する事。

(8) 女性委員会

- ア 女性会員の相互の技術の研鑽と親睦に関する事。
- イ 女性建築士の会員拡大に関する事。
- ウ その他この委員会の目的達成のために必要な事業に関する事。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から実施する。
平成15年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成24年5月15日一部改正
平成25年4月1日から施行する。
(一般社団法人への移行)

一般社団法人茨城県建築士会賛助会運営要領

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人茨城県建築士会賛助会（以下「賛助会」という。）という。

(目的)

第2条 賛助会は、一般社団法人茨城県建築士会（以下「士会」という。）の賛助会員として士会の事業の遂行に協力し、かつ、賛助会員相互の業務の拡大発展と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 賛助会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 士会事業活動に対する協力
- (2) 業務発展に関する広報、啓発、交流
- (3) 士会に対する情報・意見の交換
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(賛助会員)

第4条 士会の趣旨に賛同し、事業に協力しようとして入会した個人又は法人を会員とする。

(幹事)

第5条 賛助会には、次の幹事を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 3名以内
- (3) 幹事 20名以内（代表幹事・副代表幹事を含む）

(幹事の選任)

第6条 幹事は、賛助会の全体会議において選出する。

2. 代表幹事、副代表幹事は、幹事の互選とする。

(幹事の任期)

第7条 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談役)

第8条 賛助会に相談役を置くことができる。

2. 相談役は、この会に特に貢献した者を代表幹事の推薦により、全体会議の承認によって代表幹事が委嘱する。

(会議)

第9条 賛助会員は、正会員とより密接な親交を深め事業の発展を図るため、全体会議の中で情報及び意見の交換に努める。

(経費)

第10条 賛助会が要する通信連絡、その他の事務に要する経費は士会負担とするが、事業に要する経費又は懇親会等のための経費は、その都度別に徴収するものとする。

(補則)

第11条 賛助会運営に必要な事項は、幹事会において別に定める。

- (1) 賛助会の積極的な運営のため、幹事会の議を得て分科会を置くことができる。
- (2) 分科会の規程は、別に定める。
2. 事業年度その他の事項は、一般社団法人茨城県建築士会の定款に従う。

附 則

1. この要領は、平成15年6月24日より実施する。
当初の幹事の任期は、第7の規定に係わらず平成16年3月31日までとする。
2. 平成19年10月4日一部改正（第11条の(1)と(2)を追加）
3. この要領は、平成25年4月1日より実施する。（一般社団法人への移行）

一般社団法人茨城県建築士会賛助会分科会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、賛助会の目的達成と賛助会活動の効率化推進と円滑な会務運営のために定める。

(分科会の設置)

第2条 分科会は、賛助会幹事会の議を得て、次の分科会を設置し、各分科会は、担当事項の調査・企画・事業推進に当たる。

- (1) 総務・会員分科会
- (2) CPD・建設フェスタ分科会
- (3) 情報・広報分科会

(分科会の構成)

第3条 分科会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

2. 委員長は、代表幹事が指名する。
3. 委員長は、必要に応じ、分科会の議を得て小委員会を設けることができる。
4. 委員長は、前項により小委員会を設けたときは、速やかに代表幹事に報告しなければならない。

(委員の委嘱)

第4条 分科会の委員長、副委員長及び委員は、会員の中から代表幹事が委嘱する。

(委員会の開催)

第5条 分科会は、委員長が招集する。

2. 分科会は、必要に応じ開催し、委員長に事故ある場合は、副委員長が招集する。

(分科会の任務)

第6条 分科会は、それぞれの所轄事項について、会長、代表幹事の諮問に応じ、又は事業の推進にあたる。

(分科会の所轄事項)

第7条 分科会は、それぞれの所轄事項を次のとおりとし、所轄事項が複数の分科会にわたるときは、関係分科会で協議する。

- (1) 総務・会員分科会
 - ① 会員増強
 - ② チャリティゴルフ
 - ③ 合同懇親納涼会
 - ④ ソフトボール
 - ⑤ 賀詞交歓会
 - ⑥ その他、他の分科会に属さない事項
- (2) CPD・建設フェスタ分科会
 - ① CPD認定事業の推進
 - ② 建設フェスタへの参加促進
 - ③ その他研修事業
- (3) 情報・広報分科会
 - ① 通常総会参加・出展サービス
 - ② 各種講習会会場での無料PR
 - ③ 格安同封サービスの活用推進
 - ④ 会報「けんちく茨城」への公告協力
 - ⑤ 情報の収集

附 則

1. この規程は、平成19年10月5日から実施する。
2. この規程は、平成25年4月1日から実施する。(一般社団法人への移行)

一般社団法人茨城県建築士会表彰規程

第1条 本会の表彰は、本会目的達成のため著しい貢献のあった個人に対して本規程により総会において表彰する。

第2条 表彰は、下記の一に該当する者に対してこれを行う。

- イ 本会会員にして、20年以上の在籍者で、かつ、70歳に達した者
- ロ 本部役員として、通年10年以上その任務、組織の発展に精励された者
- ハ 支部役員として、通年10年以上その任務、組織の発展に精励された者
- ニ 本部役員を退任した者

ホ 本会発展に特に貢献した者、但し、選考については理事会において決定する。

※本規程は、以前に表彰された者を除く(但し、ホについてはこの限りでない。)

また、知事指定講習会となっている「建築士会技術講習会」を受講していない者は除く。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より実施する。(一般社団法人への移行)

一般社団法人茨城県建築士会会員増加優良支部表彰規程

第1条 この規程は、本会の会員増加対策として会員増加優良支部等を表彰することに必要な事項を定める。

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する支部及び会員に対して行う。

- 1 毎年3月31日現在の正会員数が、前年3月31日現在の正会員数より1名以上増加した支部。
- 2 1年間で3人以上新規正会員（入会者）を獲得した会員
ただし、一度退会して再入会した者は対象外とする。

第3条 表彰の方法は、表彰状に記念品を添えて行うものとし、毎年、通常総会において行う。

附 則

1. この規程は、昭和62年度から施行する。
2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(一般社団法人へ移行)
3. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
4. この規程は、令和2年5月13日から施行する。

◆会員増加優良支部

- ・ 1～3名未満 …………… 10,000円
- ・ 3～5名未満 …………… 20,000円
- ・ 5～10名未満 …………… 30,000円
- ・ 10名以上 …………… 50,000円

◆会員増加優良者（会員個人）

- ・ 1名=5,000円
(会員増加人数×5,000円)

一般社団法人茨城県建築士会会費等徴収規程

本会定款第7条第2項の規定に基づき、会員の入会金及び会費を次のとおり定める。

(入会金)

第1条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書（別記様式）に添えて、下記の入会金を納めなければならない。

- (1) 正会員2,000円(令和4年度から無料とする(期限は定めず))
- (2) 準会員1,500円(" " (" "))
- (3) 賛助会員(1口) 10,000円(1口以上)

2 準会員から正会員に昇格するときは、入会金を要しない。

(会費)

第2条 本会に納める会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 月額(連合会費を含む) 1,000円
- (2) 準会員 月額(連合会費を含む) 900円
- (3) 賛助会員 年間(1口) 30,000円(1口以上)

2 新たに入会した正会員及び準会員は、入会の月から月割りでその年度の会費を納めるものとする。ただし、賛助会員は、入会する月に関わらず入会した年度の年額会費を納めるものとする。

3 建築士の登録をし、準会員から正会員に昇格した者は、資格変更の月から月割りでその年度の正会員の会費を納めるものとする。

4 名誉会長は、会費の納入を要しない。

(終身会員)

第3条 終身会員の会費は、65,000円とする。

(会員証)

第4条 本会は、会員に対して会員証を交付する。

(再入会)

第5条 定款第11条の規定により会員資格を喪失した者が、再入会するときは、入会金の納入を要しない。ただし、会員資格の喪失に至るまでの滞納会費を支払わなければならない。

2 正会員にあつては、その納める滞納会費は、2力年分を限度とする。

附 則

1. この規程は、昭和46年4月1日より適用する。

昭和50年5月27日一部改正

昭和52年4月 一部改正

昭和55年5月 一部改正

昭和60年5月 一部改正

平成8年4月 一部改正

(第2条第1号及び第2号改正)

平成11年4月 一部改正

平成15年4月 一部改正

(第2条第3号改正)

2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。(第1条追加)

(一般社団法人へ移行)

令和4年5月 一部改正(第1条第1号及び第2号)

一般社団法人茨城県建築士会旅費規程

(目的)

第1条 本会の役職員、その他の者が会務のため出張するときは、この規程により旅費を支給する。

(旅費の種類)

第2条 旅費は、一般旅費及び打ち切り旅費の2種とする。

(旅費の支給)

第3条 旅費は、交通費、日当及び宿泊料として別表により支給する。

(交通費)

第4条 交通費は、出張する者の現住所(職員は本部所在地)を起点として算定する。

(長期出張)

第5条 長期にわたる出張、その他特別の場合は、打ち切り旅費とすることができる。この場合の打ち切り旅費の額は、その都度会長が決定する。

附 則

1 この規程は、昭和60年4月1日より実施する。

平成4年4月1日一部改正

平成11年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成15年10月1日一部改正

平成20年5月7日一部改正

2 この規程は、平成25年4月1日から実施する。(一般社団法人へ移行)

別表 旅費支給内訳

	区分	内 訳	料 金	備 考
県 外	交通費	鉄 道 航海・航空路 自動車ほか	算出額 (実費)	新幹線・特急料金を含む。
	日 当	1日につき	会員 5,000円 職員等 3,000円	上級者に随行する場合は、上級者の額とする。
	宿泊料	1泊につき	六大都市 15,000円 その他都市 10,000円	
県 内	役員会・委員会及びその他の行事等へ出席する場合		開催市町村内の役員・委員・会員等	2,000円
			開催市町村以外の役員・委員・会員等	4,000円

※1 本会事業の場合、打ち切り旅費とする。

※2 他団体が会議等を招集して旅費が支給される場合には、この規程は適用しない。

※3 事務局職員の県内業務における旅費規程は別に定める。

※4 事務局職員の県外出張は実費支給とする。

一般社団法人茨城県建築士会慶弔規程

会員並びに職員の慶弔については、この規程の定めるところによるものとし、支部長及び事務局長の内申により行うものとする。

1. 会員関係

(1) 祝意の場合

ア 会員の叙勲・国家褒賞等社会的名誉を受けた場合	50,000円
イ 会員の大臣表彰、知事表彰等の場合	30,000円
ウ 会員の連合会長表彰等の場合	10,000円
エ 会長が出席する支部及び他団体等への祝金	10,000円
オ 会員が結婚するとき	30,000円 (祝電)
カ 会長が出席できない場合	(祝電)

(2) 弔意及び見舞い

	弔 意			病気 見舞い	災害 見舞い
	香 料	花輪等	その他		
会 員	30,000円	1 基	弔 電	10,000円	20,000円
配偶者	10,000円	1 基	弔 電	-	-
両 親	香料 (10,000円) 若しくは花輪等		弔 電	-	-

ア 会員の両親とは、実父母をいう。

イ 病気見舞いは、全治1ヶ月以上に及ぶものと認められる場合とする。

ウ 災害見舞いは、天災・人災により家財等が甚だしい被害を蒙った場合とする。

2. 職員関係

ア 祝意・弔意及び見舞いについては、会員の場合に準じる。ただし、出産については、10,000円の祝意とする。

3. その他

(1) 以上のほか、本会が表意を必要とする場合は、会長の承認を得て行う。

(2) 表意の額がこの規程によりがたい場合は、会長の承認を得て行う。

附 則

1. この規程は、昭和60年2月27日から適用

平成15年11月26日一部改正

平成17年5月10日一部改正

平成20年4月1日一部改正

2. この規程は、平成25年4月1日から適用する。(一般社団法人へ移行)

(一社)茨城県建築士会 入会申込書



紹介者会員				年 月 日本受付
年 月 日 入会を申し込みます。				
フリガナ氏名				
生年月日	昭和 平成	年 月 日生まれ	性 別	男 ・ 女
現住所	〒 □□□□-□□□□		Eメール	
			T E L	
勤務先名称			Eメール	
勤務先住所	〒 □□□□-□□□□		T E L	
			F A X	
級 別	1級 ・ 2級 ・ 木造			
建築士免許登録番号	取得県	□□□□ 県	登録年月日	年 月 日
支 部 名		支 部 長 印	会 員 種 別	正会員 ・ 準会員
※事務局記載				
※会員番号	□□□□□□□□	※顔写真	□□	※名簿
			□□	※会報
				※入力

※注意：記載は楷書で丁寧にお願いいたします。また、入会金および会費と顔写真1枚を添えてください。

一般社団法人茨城県建築士会支部に関する規程

(支部)

第1条 本会には、別表に掲げる支部を置く。

2 新たに支部を設ける場合又は廃止する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(支部役員)

第2条 支部には、支部長その他支部役員を置く。

2 支部長その他支部役員は、支部総会で選出するものとする。

(支部規程等)

第3条 支部には、支部運営に必要な支部規程等を設けなければならない。

(支部会費)

第4条 支部会費は、支部規程等で定めるものとする。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、原則、会員1名を紹介者として、かつ支部を経由して別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 本会に入会しようとする者は、前5条に規定する入会申込書に添えて、別途、会費徴収規程で定める入会金を納めなければならない。

2 会費は、支部規程等に基づき納めるものとする。

3 年度途中で入会した会員は、会費徴収規程に基づき、その年度のみ月割りで算定した会費を納めるものとする。

(支部会員)

第7条 本会の会員は、別表に掲げるいずれかの支部に所属しなければならない。

2 支部の会員となる場合、原則、住所地若しくは勤務地のいずれか本人が希望する支部に所属するものとする。ただし、生活上の都合など何らかの理由で、住所又は勤務地以外の支部を希望するときは、当該支部長の承認を得て入会することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、支部の運営等について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て定めるものとする。ただし、軽易な事項については、会長が定めることができるものとする。

(別表)

本会の支部は、次の24支部とする。

NO	支部名	区 域
1	北茨城支部	北茨城市
2	久慈支部	常陸太田市、大子町
3	高萩支部	高萩市
4	日立支部	日立市
5	ひたちなか支部	ひたちなか市、那珂市、常陸大宮市、東海村
6	鹿島支部	鹿嶋市、神栖市
7	県央支部	水戸市、笠間市、大洗町、茨城町、城里町
8	県庁支部	県庁(現役及びOB職員)
9	JR水戸支部	JR水戸(現役及びOB職員)
10	行方支部	行方市、潮来市
11	鉾田支部	鉾田市
12	古河さしま支部	古河市、境町、五霞町
13	桜川支部	桜川市
14	下妻支部	下妻市(旧千代川村を除く)
15	常総支部	常総市、下妻市の一部(旧千代川村)
16	筑西支部	筑西市
17	坂東支部	坂東市
18	結城支部	結城市
19	石岡支部	石岡市、小美玉市
20	稲敷支部	稲敷市、美浦村
21	北相馬支部	取手市、守谷市、利根町
22	筑波支部	つくば市、つくばみらい市
23	土浦支部	土浦市、かすみがうら市、阿見町
24	竜ヶ崎支部	龍ヶ崎市、牛久市、河内町

附 則

この規程は、平成25年8月24日から施行する。

一般社団法人茨城県建築士会役員選出基準規程

(目的)

第1条 この規程は、本会定款に定めるほか役員を選出について必要な事項を定める。

(役員の数)

第2条 理事については、本部及び支部別の定数を次の方法で定める。

2 理事は、各支部から1名を選出し、正会員数150名につき1名の割合で算出する。

3 正会員数は、役員改選年における4月1日現在の数とする。

(推薦の方法)

第3条 定款第21条に定める理事の推薦は、次の方法による。

(1) 理事は、本部及び支部にあつては、予め前条第1項の規定によって算出された定数に該当する役員候補を選出し、役員改選年の4月30日までに会長に報告するものとする。

(2) 監事については、常任理事会(正副会長・常務理事会)において、あらかじめ候補を選出するものとする。

2 総会の議長は、役員改選の方法を推薦とされた場合は、前項の候補者を推薦の対象者として付議する。

3 会長は、理事候補者として3名以内を推薦することができる。

附 則

1. この規程は、昭和61年3月27日理事会承認

平成6年3月16日一部改正

平成10年3月16日一部改正

平成16年4月1日一部改正

2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(一般社団法人へ移行)

別紙

理事の支部別選出基準表

正会員数(人)	理事数(人)
1～150	1
151～300	2
301～450	3
451～	4

(参考)

平成10年3月16日理事選出基準を一部改正

「1～75:理事1名」を「1～150:理事1名」に改正

一般社団法人茨城県建築士会二級建築士及び木造建築士登録等事務規程

制定 平成21年7月1日

改正 平成25年4月1日

改正 平成26年5月15日

改正 令和2年4月1日

(主旨)

第1条 この二級建築士及び木造建築士登録等事務規程（以下「規程」という。）は、一般社団法人茨城県建築士会（以下「本会」という。）が、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条の20に定める茨城県指定登録機関として行う二級建築士及び木造建築士登録等の事務（以下「登録等事務」という。）の実施について、法第10条の20第3項で準用する法第10条の9第1項前段の規定及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号）の規程に基づき必要な事項を定める。

(登録等事務実施の基本方針)

第2条 登録事務は、建築士法関係規程によるほか、この規程により、公正かつ適正に実施するものとする。

(登録等事務を行う時間及び休日)

第3条 登録等事務を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 夏季休業（8月13日から8月16日まで）
- (4) 年末年始休業（12月29日から1月3日まで）
- (5) その他別に定める日

2 登録等事務を行う時間は、9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分までとする。

(登録等事務を行う事務所の所在地)

第4条 登録等事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

水戸市笠原町978番地30

(登録等事務の業務内容)

第5条 実施する登録等事務は、次のとおりとする。

- 1 法に基づく登録事務
 - (1) 免許申請（新規登録）
 - (2) 登録事項変更
 - (3) 住所等の届出
 - (4) 再交付申請
 - (5) 書換え申請
 - (6) 免許取消しの申請及び免許証の返納
 - (7) 処分及びこれらを受けた年月日の記録登録
- 2 次の書類を一般の閲覧に供する事務（以下「名簿の閲覧事務」という。）
 - (1) 二級建築士名簿及び木造建築士名簿
- 3 建築士登録に関する証明書の発行事務（以下「証明書発行事務」という。）

(登録等事務の実施)

第6条 第5条第1項に定める登録事務は、別に定める一般社団法人茨城県建築士会二級建築士及び木造建築士登録等事務取扱要領（以下「要領」という。）に基づき実施する。

2 登録事務は、財団法人建築行政情報センターの「建築行政共用データベース」を活用して実施する。

(登録事務の実施体制)

第7条 登録等事務の運営、責任、権限及びこれらの維持の方法並びに実施体制については、別に定める。

(事業計画)

第8条 事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の議決を得て、毎事業年度開始前に、茨城県知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、総会の承認を得て毎事業年度経過後三月以内に茨城県知事に提出する。

(登録等事務の処理期間)

第9条 第5条第1項に規定する登録等事務の処理期間は、登録等事務の内容に応じた標準的な期間を別に定め、開示するものとする。

(登録簿等の閲覧事務)

第10条 一般の者から建築士名簿の閲覧を求められた場合は、閲覧申請により当該閲覧対象者の第5条第2項に規定された事項を閲覧させるか、閲覧事項を謄写し交付することによって行う。

(証明書発行事務)

第11条 第5条第3項に規定する証明書発行事務は、次により行う。

- 1 証明書の発行は、発行を希望する者から所定の証明書発行願いを提出させることにより受け付ける。
- 2 証明書の発行は、第3条に定める時間内に、第4条に定める事務所で行う。ただし、郵送を希望する者には、別途郵送料を徴収し郵送することができる。

(手数料の額及び納入方法)

第12条 第5条第1項に係る手数料の額は、茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）に定めるところによる。

2 前項に係る手数料は、現金又は振込み等により申請者が本会へ納入するものとする。

なお、振込に要する費用は登録申請者の負担とする。

(手数料の返還)

第13条 納入された手数料は返還しない。ただし、二級建築士又は木造建築士となる資格がないと認められた場合、本会の席に帰すべき事由により登録が実施できなかった場合には、申請者に返還する。

(報告書)

第14条 登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するために、茨城県建築士法施行規則（昭和26年茨城県規則第2号）第19条に基づき、登録等事務報告書を定期的に茨城県知事に提出する。

2 登録等事務の適正な実施のために必要な事項は、茨城県知事に照会することができる。

(帳簿の備付け等)

第15条 登録等事務に関する事項で国土交通省令第7条に定める事項を記載した帳簿を備付け、これを保存する。

(秘密保持義務等)

第16条 本会の役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、登録等事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 登録等事務を行うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利、利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(申請書類及び登録簿等の保管及び保存)

第18条 登録等事務に係わる申請書類及び登録簿等は、適正に保管及び保存しなければならない。

2 前項に掲げる申請書類等の保存期間は、茨城県の定める文書保存期間とする。

3 第1項の保存は、電磁式方法（電子的方法又は磁気的方法その他の日との知覚によって認識できない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて直ちに表示することができるようにして行うことができる。

(登録等事務規程の改廃)

第19条 この規程は、あらかじめ茨城県知事の認可を受けるものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

2 前条に掲げる登録等事務の全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ茨城県知事の認可を受けるものとする。

附則

この規程は、茨城県知事の認可を受けた日（平成21年7月1日）から施行する。

この規程は、茨城県知事の変更認可を受けた日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、茨城県知事の変更認可を受けた日（平成26年5月15日）から施行する。

この規程は、茨城県知事の変更認可を受けた日（令和2年4月1日）から施行する。

一般社団法人茨城県建築士会 個人情報保護に係る方針

平成21年7月1日

社団法人茨城県建築士会(以下「本会」という)は、個人情報を取り扱うに際し、その重要性を認識し、個人情報保護の観点から個人情報を適切に取り扱うよう努めるものとする。

(個人情報の収集)

第1 本会は、本会の事業目的に沿ったサービスの提供、改善等のために個人情報を必要な範囲に限り収集します。収集する際には、収集及び使用の目的を明示したうえ、本人の意思に基づく情報の収集を原則とします。

(個人情報の利用、提供)

第2 本会が収集した個人情報は、収集及び使用目的の達成のために必要な範囲に限り利用します。

2 本会が収集した個人情報は、次の場合を除き第三者に提供しません。

(1) 法令の規定に基づく場合

(2) 本人の同意がある場合

3 本会が、個人情報をホームページに公開するときは、事前に本人の同意を得るものとし、かつ、その内容については、本人の作成したもの、又は、本人の同意したものとする。

(個人情報の管理)

第3 本会が収集した個人情報は、外部への漏洩、破壊、改ざん、紛失等を防止するため、適切な管理に努めます。

(個人情報の開示、訂正、苦情処理等)

第4 本会が収集した個人情報は、本人からの自己に関する情報の開示を求められた場合は、当該請求者が本人であることを確認のうえ開示します。また、本人から自己に関する個人情報の訂正及び苦情等の申し出があった場合は、遅滞なく必要な調査を行って確認し、その結果に基づき訂正及び苦情処理等を行います。

(個人情報保護方針の変更)

第5 本会は、法令の変更その他の理由により、個人情報保護方針を変更する場合があります。変更した個人情報保護方針は、本会のホームページに掲載します。